

「国と東京都の実務者協議会」に係る協議事項（要求内容）

10項目24施策 要求内容

1	首都圏空港・港湾機能の充実
1	<p>羽田空港の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・羽田空港の容量拡大、国際線増便など国際競争力の強化に向け、空港整備を促進するとともに、空港アクセスの強化を検討すること ・発着便増加にあたり、騒音対策及び安全対策についても適切に対応すること ・羽田空港の更なる機能強化に併せて、ビジネスジェットに係る発着枠や駐機スポットの効率的な活用や、将来の需要増加に備えた駐機スポットの増設などの一層の受入体制強化を図ること
2	<p>横田基地の民間航空利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏の空港機能を強化するため、ビジネスジェットの受入れを含め、横田基地での民間航空の利用を実現すること
3	<p>小笠原航空路の整備促進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京から約1000km離れた小笠原諸島について、国境離島としての観点や、世界自然遺産に登録されている点も踏まえ、航空路開設に関する諸課題の解決に支援を行うとともに、財政措置も含め、特段の配慮を講じること ・離島航空路線維持存続のための補助制度を見直すとともに、必要な財源を確保すること
4	<p>東京港の国際競争力強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京港の国際競争力を強化するため、大井コンテナふ頭の令和10年度からの再編整備に確実に着手できるよう中央防波堤外側コンテナふ頭（Y3バース）の事業完了に必要な財源を措置し、また、整備の着実な推進を図ること
2	幹線道路の整備促進による道路ネットワークの早期完成等
5	<p>東京外かく環状道路（湾岸道路～東名高速間）の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・羽田空港や東京港等へのアクセスを強化するなど、環状道路としての機能を最大限に発揮させるために不可欠な区間である湾岸道路～東名高速間について、計画を早期に具体化するなど、整備を促進すること
6	<p>高速道路網の整備推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本橋周辺の首都高速道路の地下化工事や、地下化に伴い必要となる新京橋連結路について、その財源を確保するなど、積極的に整備を推進すること ・都心と臨海部との連携強化や防災拠点へのアクセス強化等に資する高速晴海線延伸部（築地～晴海間）等の整備を推進すること ・料金所のETC専用化を計画的に推進するとともに、本線料金所の撤廃を早期に実現すること
7	<p>国道等の整備推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・羽田空港へのアクセス向上や京浜三港の連携強化に向けて、国道357号のうち多摩川トンネル部について、実施工程を示しつつ整備を推進し、早期開通を図ること ・「品川の顔」となる品川駅西口駅前広場の再編整備に不可欠な都市基盤である国道15号について、品川駅周辺の関連する事業等との連携を図った上で、本線と西口駅前広場の整備推進を図ること ・連続立体交差事業の推進に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること ・連続立体交差事業と併せて整備する街路事業や市街地開発事業に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること

10項目24施策 要求内容

3	首都圏鉄道網の拡充
8	<p>鉄道ネットワーク等の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通政策審議会答申第198号及び第371号において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線等の整備を促進するとともに、都市鉄道の整備に必要となる十分な財源を確保すること（羽田空港アクセス線、新空港線（蒲蒲線）、臨海地下鉄、東京8号線（有楽町線）の延伸、品川地下鉄（南北線）、東京12号線（大江戸線）の延伸、多摩都市モノレールの延伸<箱根ヶ崎方面、町田方面>など） ・ 事業着手した東京8号線の延伸及び品川地下鉄については、事業の進捗に合わせて財源を確実に確保するなど、必要な措置を講じること ・ 令和7年3月に都市計画決定した多摩都市モノレールの延伸（箱根ヶ崎方面）については、事業の進捗に合わせて財源を確実に確保するなど、必要な措置を講じること ・ 答申第371号に位置付けられた臨海地下鉄については、早期事業化に向けた取組への協力や財源の確保に向けて、必要な措置を講じること ・ JR中央線複々線化（三鷹～立川間）の事業化に向けて、国の支援も含めた新しい整備の仕組みづくりを検討するなど、早期に必要な措置を講じること ・ 鉄道駅におけるホームドアの整備を促進するため、都が設置した官民一体の協議会への参画等を通じ、技術的な課題解決やコスト縮減等につながる技術開発や基準改正等の支援を行うこと。また、特別支援学校の最寄り駅や転落の危険性の高いホーム形状の駅、重要な路線の駅などについて、「バリアフリー料金制度」に加え、必要な財源を確保すること。加えて、ホームドアが整備されるまでの間、ITやセンシング技術の活用など、ホームからの転落防止対策を検討し、鉄道事業者の取組を促進すること
4	都市強靭化の推進
9	<p>豪雨・高潮対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、激甚化する集中豪雨等に対し、環七地下広域調節池の延伸や新たな調節池の整備など、都市型水害対策を推進するための支援を講じること ・ 首都圏の洪水被害の防止・軽減を図る、荒川第二・第三調節池の整備を積極的に推進すること ・ 低地部において、土地区画整理事業等と高規格堤防整備事業の一体実施など、高台まちづくり（高台・建物群）を促進するために必要な措置を講じること ・ 東部低地帯の河川における地震・津波・高潮対策の推進に必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分すること ・ 東部低地帯における高潮や荒川の洪水等による大規模水害時において、迅速な救助、早期復旧・復興に向けた排水対策を、都と連携して推進すること ・ 最大級の地震や台風に備え、東京の沿岸部の第一線を守る水門・防潮堤の整備等、高潮対策に対する支援を講じること ・ 大規模水害時などにおける安全な避難に必要な首都圏の広域的対応の実現を図ること

10項目24施策 要求内容

4	都市強靭化の推進
10	<p>首都直下地震等への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都直下地震等から都民の生命と財産を守るとともに、首都機能への打撃を最小限に留めるため、液状化対策、建築物の耐震化、延焼遮断帯の整備や建物の不燃化などの木造住宅密集地域の改善、無電柱化の推進等に必要な財源を確保するなど必要な措置を講じること ・首都中枢機能を継続していくため、首都直下地震に備えた首都圏内における代替機能の確保・強化及び発災時の活用について、着実に取組を進めること ・多摩島しょ地域を含む東京の首都機能を維持し、安全な避難と迅速な復興に必要な首都圏の広域的対応の実現に向けて、新たな交付金の創設などを含め、具体的な体制の構築及び財政措置を早急に講じること ・大震災時に発生する帰宅困難者の「一時滞在施設の確保」の観点から、自治体が民間事業者の協力を得ることの障害を取り除くため、法改正を行い「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設を早期に実現すること ・マンションにおける防災力向上のため、日頃の備えや地域との連携等の重要性について普及啓発を強化すること。また管理計画認定制度の拡充や財政支援などを行うこと ・富士山等の大規模噴火による大量の降灰に備え、首都圏等の広域的な降灰状況の観測体制の強化を図るとともに、火山灰の最終処分の法的整備を進めること。あわせて、降灰によるライフライン施設等の都市基盤への影響について、国において的確な調査研究の実施及び具体的な対策の検討を行うこと ・ミサイル攻撃への対策として、NBC弾頭も想定した基本方針や地域ごとのリスク評価を示すとともに、既存施設の改修も含めて避難施設を整備する場合には必要な財政措置を講じること。また、建造物新設の際の避難施設の設置義務化等、より実効性のある対策を行うこと。加えて、避難の際の損害補償を制度化するなど、緊急一時避難施設の指定促進のための対策を講じること
11	<p>都市インフラ機能等の維持・保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京の都市機能の確保に向け、予防保全型管理に基づいて、橋梁、トンネルなど老朽化が進む都市インフラの長寿命化、着実な維持管理・更新に必要な財源を確保するとともに、必要な制度の拡充や創設に向けた取組を進めること ・下水道事業については、国は交付金を未普及の解消及び雨水対策に重点化しているが、既存施設の老朽化は、主要道路の陥没や雨水排除能力の低下など、都民生活や社会経済活動へ甚大な影響を与えることになる。これを防ぐために、老朽化対策にあわせて下水管の能力や耐震性の向上などが図れるよう、下水道施設の老朽化対策を支援する制度を拡充すること ・都営住宅が住宅セーフティネットの中核としての機能を果たせるよう、建替事業等の推進に必要な財源として、国の責任において国費を確実に措置すること ・大都市における主要な居住形態として広く普及しているマンションの適正な管理と円滑な再生により、良質な住宅ストックの形成を促進するための更なる支援策を講じること ・都民の日常生活を支える地域公共交通であるバスの運転士不足など課題の解決に向け、バス運転士への就業につながる環境整備、就労意欲の向上につながるPRの強化等による機運醸成、バス運転士の負担軽減のためのDX化、交通ネットワーク再構築、自動運転の実装などに向けた支援の充実を図ること
5	国と地方の適正な財政秩序の確立
12	<p>国庫補助金等に係る超過負担の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助金等について、事業実施における必要額を確実に措置し、地方自治体の超過負担を解消すること

10項目24施策 要求内容

6	スタートアップの推進
13	<p>スタートアップの総合的な支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都が進めるTokyo Innovation Base(TIB)に参画し、都及びTIBに参画する関係者との密接な連携により、国内のイノベーション創出に向け、全国と連携したオールジャパンのエコシステムを育てる取組を強化すること ・起業時から世界を見据え、世界市場に進出するスタートアップを輩出するために、海外ベンチャーキャピタル等を呼び込む環境整備を進めるとともに、国内スタートアップに関するデータベースの整備など、戦略的な情報発信を都と連携し一体となって進めること ・スタートアップの成長促進には公共調達の果たす役割が大きいことから、スタートアップの更なる参加拡大に向けた調達の仕組みを構築すること ・デジタルマーケットプレイスに、都や区市町村、東京都政策連携団体等が活用しやすいシステムを整備するとともに、スタートアップの参入促進を図ること ・失敗を恐れず挑戦することを後押しするような教育体系を構築し、初等・中等教育段階も含めたアントレプレナーシップ教育を実施すること
7	国際金融都市・東京の実現、外国人受入環境の改善
14	<p>金融系企業参入促進にかかる各種支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融・資産運用特区」を推進し、「アジアのイノベーション・金融ハブ」として、英語でビジネスができるグローバルスタンダードな都市を実現するため、金融関連法令の英語翻訳・公表の推進や、拠点開設サポートオフィスにおける英語での登録手続等の対象となる業の拡大等、金融行政の一層の英語化を図ること ・プライム市場における開示義務対象を順次、有価証券報告書などへ拡大するとともに、金融庁等が開発したAI翻訳システムの周知・活用の推進及び対訳資料収集によるシステム高度化に努めるなど、海外からの投資呼び込みに資する、国内企業の英文IR情報開示の加速度的な拡大に取り組むこと ・ビジネス環境が充実したポテンシャルの高い都心の国有地など、産業の活性化に資する拠点等となる場を確保すること
15	<p>外国人の受入環境の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターナショナルスクールの充実等、高度外国人材が働きやすく・住みやすい、魅力的な生活環境の整備を都と連携して推進すること ・外国人材等が安心できる生活環境を整備するため、高度専門職人材の配偶者が日本に居住しながら海外企業等にリモートワークで就労することを可能とする在留資格緩和を早期に実現するとともに、特区による高度人材の家事使用人や親の帯同要件の更なる規制緩和等に取り組むこと ・毎年増加する訪都外国人の利便性向上に向け、地下鉄運転の時間延長、キャッシュレスのための環境整備、外国人受入環境の整備を推進すること
16	<p>国立公園の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京にある3つの国立公園について、ナショナルパークとしてのブランド化を進め、世界の旅行者が長期滞在したいと望む地とすべく、アクセス改善や国立公園の施設整備等を含む積極的な観光振興を図ること ・その際、国立公園の豊かな自然環境の次世代への確実な継承を念頭におき、保護と利用のバランスを十分に図ること ・なお、国立公園事業等、本来国が実施すべき事業については、国が着実に実施するとともに、東京都が実施すべきものについては、それに見合う財源を措置すること

10項目24施策 要求内容

8	エネルギー・脱炭素化の推進	
17	エネルギーの安定確保、脱炭素社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ対策や再エネの導入、水素の需要創出や供給拡大などの取組を早期に具体化し、必要な支援を実施すること ・デマンドレスポンスの普及拡大へ向けた支援を行うほか、電気・エネルギー価格の高騰抑制対策を行うこと ・エネルギーの安定供給の確保に向けた対策を講じること ・ZEVのエネルギー供給インフラ整備の促進を図るため、利便性の高い時間制限駐車区間などの道路に充電設備の設置を進めるための具体的な措置の検討、高速道路の急速充電施設の更なる拡充など、取組を一層強化すること ・「水素基本戦略」及び「水素社会推進法」を踏まえ、水素社会を実現するために規制緩和や支援策等、具体的な施策を国が率先して早期に実施すること。また、水素ステーションの整備促進、安定的な運営に向けて、財政支援を継続・拡充するほか、「規制改革実施計画」の未措置事項を迅速に措置し、更なる規制の合理化・適正化を進めること。さらに、グリーン水素については、財政支援、技術開発や規制合理化、環境価値の評価の確立と活用に向けた仕組みの検討などを行うこと ・バイオ燃料の普及拡大に向け、製造や調達に係るコストへの支援等を一層行うとともに、SAFの利用が進むよう、既存燃料とSAFとの価格差に係る財政補填を行うこと。また、合成燃料の商用化に向け、技術開発や生産設備への支援を一層充実させるとともに、既存燃料と合成燃料の価格差に係る財政補填を行うこと ・「コネクト＆マネージ」により既存系統への再生可能エネルギーの優先接続・優先給電を図るとともに、大型蓄電池等の活用を含めた電力系統の運用改善・強化整備を早期に図ること。また、広域的な電力需給調整の実施やデジタル技術を活用した出力制御の最小化、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた全国規模での系統増強を効率的・計画的に進めること ・新築建築物への再生可能エネルギー導入の更なる拡大に向けた環境の整備と導入義務化に向けた取組を同時に進めていくこと ・東京港における脱炭素化を推進するため、陸上電力供給設備や次世代型荷役機械の導入支援を講じるとともに、ふ頭背後地の事業者による取組の支援を拡充すること
9	デジタル・トランسفォーメーション（DX）の推進	
18	経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・標準準拠システム移行後の運用経費において、国が掲げる平成30年度比3割削減を達成できるよう、目標達成に向けたロードマップを明確化し、区市町村の負担軽減等の観点から具体的な方策を講じること。削減の見通しが立たない場合は、全ての自治体に対し、必要な財政措置を講じること ・標準準拠システムへの改修を行う期間を十分確保できるようにし、開発事業者が撤退したシステムについては、代替事業者の確実な確保に向けて区市町村を支援すること ・都民の利便性向上や行政サービス等の効率化のため、社会のデジタルインフラとなるデータ群についてベース・レジストリとして国主導で整備するとともに、ワンストップを進めるため、行政の垣根を超えた分野ごと及び分野間をつなぐデータ連携基盤を国が主導して構築すること ・社会の利便性や国際競争力向上のため、デジタル人材の確保育成等について取組を進めること ・5Gによる高速モバイルインターネット網の構築に向け、高周波数帯の基地局整備を推進すること。また通信困難地域における基地局設置後の維持管理費用について財政措置を講じること。加えて首都直下地震などの発災時にも安定した通信を確保するため、基地局の強靭化を進めること

10項目24施策 要求内容

10	子育て・学び、女性活躍、長寿社会等、成長の源泉となる「人」への投資
19	<p>女性の活躍を推進する雇用就業施策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法において、男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表が、常時雇用する労働者数101人以上的一般事業主等に義務付けられることを踏まえ、女性の活躍推進に向けた取組を行う企業への支援策を充実するとともに、女性の再就職に向けた施策の強化を図ること
20	<p>働きながら子育て、介護しやすい環境の整備推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の従業員等が、育児・介護休業法に基づく育児休業期間の延長を活用できるよう、企業の自主的な取組を推進するとともに、助成金の拡充や普及啓発の強化に加え、所定労働時間の短縮措置や所定外労働の制限等を小学校就学後も利用できるよう早急に法整備するなど両立支援制度の導入と定着に向けた措置を行うこと ・育児休業を希望する子育て家庭が安心して制度を利用できるよう、休業期間延長の条件撤廃や給付金の給付率の引き上げ、事業主による制度実施の徹底など制度改革を行うこと ・中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、働き方改革推進支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、働き方改革に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を合わせて実施すること ・家庭と仕事の両立や通勤混雑の緩和にも資するテレワークの活用が進むよう、企業のテレワーク導入を促進するための支援策を拡充すること
21	<p>障害者の法定雇用率引上げに伴う企業への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業の法定雇用率が2.7パーセントへ段階的に引き上げられることや週20時間未満で働く重度障害者等の実雇用率の算定が可能となったことを踏まえて、法制度の周知徹底を図るとともに、精神障害者をはじめ障害者の雇用についての中小企業に対する普及啓発や重度障害者等の受入ノウハウ・好事例の普及啓発を進めること
22	<p>子育て世帯への切れ目のない支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供たちが、将来にわたって安心して学ぶことができるよう、高等学校等の授業料無償化を国の責任と財源において実現すること ・子供たちの健全な成長を支える学校給食費の無償化を国の責任と財源において実現すること ・大都市のニーズに柔軟に対応し、かつ保育所に準ずる独自の基準を定めている都の認証保育所が果たしている役割に鑑み、十分な財政措置を講じること ・保育士宿舎借り上げ支援事業について、採用年数の縮小を見直すことや保育士以外の職員も補助対象とするなど制度の充実及び財源の確保を図ること
23	<p>高齢社会への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬改定に向けて実施する介護事業経営実態調査等について更なる精緻化を進め、事業所の規模や併設事業所の状況、人件費割合や物件費・土地建物の取得費等の実態を把握し、地域ごとの分析を適切に行行った上で、東京の実態に合わせ、介護報酬へ適切に反映すること。また、現下の物価高騰や賃金上昇の影響も踏まえ、介護事業所・施設が安定的・継続的に事業運営できるよう、介護報酬に適切に反映できる仕組みとすること ・認知症疾患医療センター運営事業について、東京には医療機関等多くの関係機関が存在し、地域連携や人材育成など多くの役割を果たす必要があるが、国庫補助が不十分な現状にあり、事業実施に必要な財源を措置すること
24	<p>学校における働き方改革、多様な学び・居場所への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における働き方改革を推進し、教員の長時間労働改善と教育の質の向上を図るために、業務負担の軽減等に係る、スクール・サポート・スタッフ（教員業務支援員）や副担任相当の業務を担う外部人材、専門性の高い外部人材、副校长の業務を補助する外部人材、部活動指導員や外部指導者などについて、地方へ負担を転嫁することなく、国の責任において、人的措置・財政的支援の拡充を図ること ・フリースクール等の学校外における学び・居場所のあり方等について、法的な位置づけを明確にするとともに、不登校等の子供を取り巻く実態を的確に把握し、国として必要な支援策の構築や保護者へのサポートの充実を進めていくこと。また、地方自治体が地域の実情を踏まえて独自に実施している、学校外における学び・居場所に対する支援や保護者支援に対して、財政措置等を講じること